

EXHIBIT No. 3530

(6)

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者

大 槻

章

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

一、私は元陸軍大佐であります。
二、私の陸軍に於ける経歴は次の通りであります。

一九二三年（大正十二年）陸軍士官學校卒業

一九三三年（昭和八年）陸軍大學卒業

一九三五年三月（昭和十年）陸軍省官房附きとなる

一九三七年十一月（昭和十二年）軍務局員

一九三八年七月（昭和十三年）支那派遣軍参謀

一九三九年四月（昭和十四年）軍務局員

一九四一年九月十六日（昭和十六年）大本營陸軍部附、兼陸軍大學教

官に補せられました

太平洋戦争開始の時は南方軍参謀の一員となり一九四一年十二月には西貢に著任致しました。

一九四二年七月には南方軍司令部の移動に従つてシンガポールに到着

同年七月末には第十四師團の参謀に補せられマニラに転勤しました。

一九四三年一月から一九四五年一月迄の間は支那在勤でありました。

一九四〇年三月に陸軍中佐となり一九四四年三月に陸軍大佐に進級し

ました。

三、一九四二年四月東京が米軍の空襲を受けた時、及びドウリットル部隊の航空兵が裁判にかけられ處刑された時には、私は陸軍省在勤でも

なく又日本にも居らなかつたのであります。
それ故米軍航空兵の裁判並に刑罰については何も存じません。従つて
又私は兵務局長田中隆吉將軍に對し會て一度も何等意見を上申したり
又論議したことは決してありません。
ドウリットル部隊航空兵に關して私が數回田中局長を訪問したとのこ
とが田中隆吉より國際軍事裁判法廷に陳述されて居りますが是は全く
眞實ではなく事實無根であります。

昭和二十二年（一九四七年）九月二十七日 於東京

供述者 大 槻 章

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立會人 草 野 豹 一 郎

宣

誓

書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

署名捺印

大

槻

章

4